



秘	
指定者	厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課長・化学物質対策課長
用・無期限	
平成17年3月24日から 平成20年3月23日まで	

基安安発第 0324001 号
基安化発第 0324001 号
平成 17 年 3 月 24 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
化学物質対策課長
(公印省略)

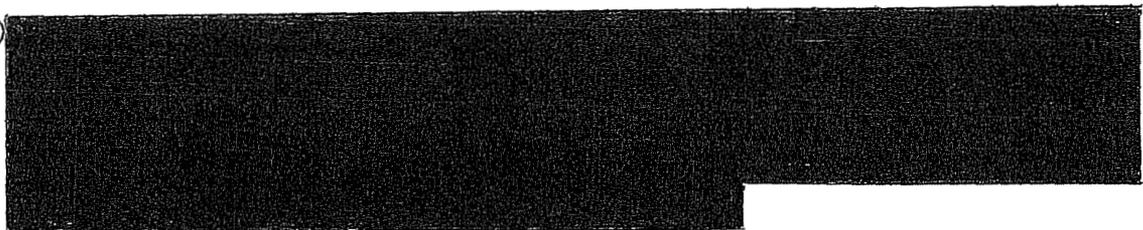
製造業における自主的な安全衛生管理活動の促進
対策の実施に当たって留意すべき事項について

標記については、平成 17 年 3 月 24 日付け基安安発第 0324001 号「製造業における自主的な安全衛生管理活動の促進について」により指示されているところであるが、その具体的な実施に当たっては下記の点に留意し、実効ある対策の推進を図られたい。

記

1 対象事業場について

(1)



(2) 対象事業場の選定にあたっては、労働基準行政情報システムに入力されている情報を活用すること。

2 自主点検表の取扱いについて

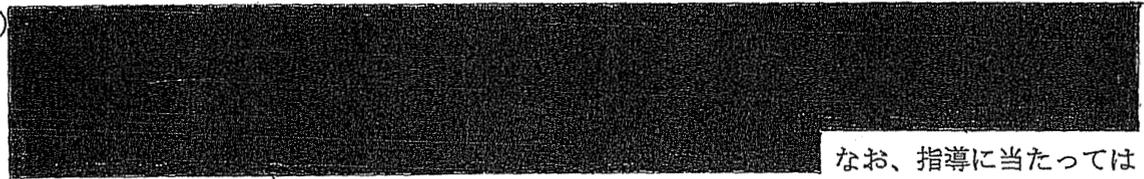
- (1) 自主点検表は本省で印刷し、必要部数を各局に送付するので、3 月末日までに別添様式により、以下の (2) を踏まえ、必要部数を本省安全課あて報告すること。
- (2) 今回の自主点検表は、自主点検通達に基づく自主点検表から大幅に内容を簡素化したものであるため、本自主点検表に点検項目を追加する等により局独自の自主点検表を作成し、施策を展開することとしても差し支えないこと。また、対象事業場に対し、自主点検手法を用

いて他の対策を講じる予定がある場合には、重複箇所の省略等事業場の負担軽減に十分配慮して実施すること。

- (3) 自主点検の結果は、事業場における安全衛生管理の重要な基礎データとして、
写しの提出を求めること。なお、提出のあった自主点検結果から新たな問題点が明らかとなった場合や、局・署において独自に集計・分析を行った場合はその結果を本省安全課あて送付すること。

3 集団指導又は個別指導の実施について

- (1) 安全衛生管理が低調であることが懸念されるに属する事業場については、自主点検結果等を踏まえ、優先的に集団指導又は個別指導の対象とすること。

- (2) 
なお、指導に当たっては事業場規模の違いを踏まえた内容等により実施することに配慮すること。

- (3) 対象の選定に当たっては、監督部署とも十分な連携を図って行うとともに、集団指導を各署において実施するなど、局全体として効率的な指導を行うこと。

4 実施時期について

実施時期は平成 17 年度中としているが、


別添

平成17年3月 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部 安全課 へ

〇〇局労働基準部安全主務課 担当官

製造業における自主的な安全衛生管理活動の促進について

標記に係る自主点検表の必要部数について、下記のとおり報告する。

記

1 必要あり

部数
部

2 必要なし

担当者職氏名 _____ 局 _____ 課 _____

連絡先：03-3595-3225

FAX：03-3502-1598

担当：船井